

第400回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年12月13日(月) 10:00～10:21

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、北本委員、岩船委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから「第400回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

第1部については、公開案件であります。新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の1「電気・ガス価格激変緩和対策に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、田中総務課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○田中総務課長　それでは、資料3を御覧いただけますでしょうか。「電気・ガス価格激変緩和対策に係る特定小売供給約款の特例認可等について」となっております。

こちらは、10行目以下に記載している申請者から、2022年12月8日付で経済産業大臣宛

てに、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請がございまして、経済産業大臣から意見の求めがあったところでございます。

これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について御審議いただくものでございます。

こちらでございまして、申請者につきましては、以下11行目にあるとおり、みなし小売電気事業者10者、23行目にあるとおり、一般送配電事業者10者で、35行目にあるとおり、みなしガス小売事業者1者、38行目にあるとおり、一般的ガス導管事業者2者となっております。

42行目以下、「今回の申請の概要」でございまして、令和4年10月28日の閣議決定において、小売電気事業者等として料金の値引きを行う「電気・ガス価格激変緩和事業」が開始をされたところでございます。

また、11月22日に、経済産業省から本件の申請者を含む関係事業者について、本激変緩和対策事業に参画するよう要請がなされたものでございます。

これに伴い、電気事業法又はガス事業法の関係法令に基づき認可を受け、又は届け出た約款の遵守義務を負う事業者から、当該約款以外の供給条件の認可等を受けるための申請があったものでございます。

本激変緩和事業の仕組み（スキーム）は、以下のとおりの図のようになっておりまして、具体的には57行目以下にございますように、電気については、低圧部分について、1月～8月使用分は7円/kWhということで、9月使用分は3.5円、高圧については、1月～8月は3.5円で、9月は1.8円となっております。

都市ガスについては、年間契約量1,000万 m^3 未満の需要につきまして、1月～8月使用分は30円/ m^3 ということで、9月使用分は15円/ m^3 を値引きすることになってございます。

66行目でございますが、こちらは、それぞれの約款に対する申請ということで、67行目にございまして、特定小売供給約款については、みなし小売電気事業者10者ということで、最終保障供給約款関係については、沖縄を除く一送9者、離島供給約款については、離島供給が存在しない中部、関西、四国を除く一送7件ということで、ガスについては、みなしガス小売事業者ということで、みなしガス小売が存在する東邦瓦斯1者ということ。

あと、最終保障供給約款関係については、90行目でございますが、現時点において、最終保障供給の実績のある事業者ということで、東ガス、大ガスの2者になってございます。

96行目以下については、先ほど申し上げたように、電気については、低圧は1月～8月、

1月検針日から9月検針日分までについては7円で、8月、9月検針日分については3.5円でございますけれども、106行目でございますとおり、定額制供給については、算出諸元として用いられた販売電力量に7円を乗じた額を差し引いた額とすることになっているところでございます。

高圧については、先ほど申し上げたように、8月分までは3.5円で、9月以降は1.8円になってございます。

ガスについても、先ほど申し上げたのと同様に、8月分までは30円で、129行目にあるとおり、9月分は15円になってございますが、134行目にあるとおり、大ガス、東ガスについては、システム上びったり30円差し引くことができないため端数が生じるわけですが、当該端数についても激変緩和対策事業の対象となっているということでございます。

以上が、この概要でございますが、139行目にあるとおり、「本供給条件で供給を必要とする理由」として、応急かつ暫定的な措置として本措置が必要ということでございます。

したがいまして、146行目にあるとおり、4.の、本申請の供給条件については、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えられるところでございます。

これを踏まえまして、委員会として経済産業大臣が、本申請に係る認可等を行うことに異存はない旨、回答することとしたいというものでございます。

以上、事務局からの御説明でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「新たな託送料金制度に基づく「収入の見通し」に係

る承認申請について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長　資料4につきまして、説明いたします。

「(趣旨)」でございますが、12月8日付で、一般送配電事業者から経産大臣宛てに、「収入の見通し」に係る承認申請が行われました。同月9日に経産大臣から、本委員会に意見を求められたところ、承認申請の内容が、これまでの検証内容を踏まえたものになっているかにつき、料金制度専門会合において審査することについて御審議いただくというのが、本件議題の概要です。

「経緯」について、1. で御説明します。

この収入の見通しにつきましては、一般送配電事業者から7月25日に関連書類が提出され、7月28日から本委員会及び料金制度専門会合において、「収入の見通し」に関する検証を行ってきました。11月28日に、本委員会において、検証結果について料金制度専門会合の中間整理を報告し、資源エネルギー庁に対して検証結果の伝達を実施したところです。

その後ですけれども、11月29日付で、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当大臣）から、経済産業大臣宛てに、「託送料金の妥当性について」という意見が提出されたところです。これにつきましては、別添2に添付しております。

これにつきまして、12月7日の料金制度専門会合において、同専門会合としての考え方の整理を行いました。これが別添3です。

ということで、料金制度専門会合におきまして、そうした考え方の整理を行っておりますので、これについては、内容を御確認いただければと思っております。

こうした消費者庁とのやりとりをしている間にも、各一般送配電事業者においては、この「収入の見通し」に係る各種資料につきまして、料金制度専門会合及び本委員会における検証結果を踏まえて、精査・修正を行ってきておりました。

そうした精査・修正を踏まえて、12月8日付で、改めて、今度は正式に電気事業法第十七条の二第一項に基づきまして、経済産業大臣に「収入の見通し」に係る承認申請が行われたということです。同月9日付（翌日）で経済産業大臣から、本委員会に意見の求めがございました。

ということでありまして、「2. 今後の見通し」を書いてございますが、この「収入の見通し」につきまして、料金制度専門会合において、これまでの議論、検証内容を踏まえたものになっているかについて、審査を厳格に行うことにしてはいかがかと考えております。

その際に、11月29日付で、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当大臣）から、経済産業大臣宛てに提出された意見及び同意見に対する12月7日の料金制度専門会合としての考え方も踏まえて、審査を行うこととするとしてはどうかと考えております。

その上で、料金制度専門会合で考え方を一応見た後で、本委員会として意見をまとめ、経済産業大臣に回答するという段取りにしていかがかと考えております。

なお、申請の承認がなされた場合、各一般送配電事業者が電気事業法第十七条の二第六項に基づき、その「収入の見通し」を公表するというのが法律上の規定となっております。

以下は、参考条文、それから別添1としまして、経済産業大臣から本委員会への意見聴取の紙、それからその次、別添2として、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から届いた意見書、それから、ずっと後ろに行きまして、別添3としまして、料金制度専門会合としての考え方を添付しております。

事務局からの説明は、以上となります。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局（案）のとおり対応することといたします。事務局におかれましては、この方針で進めていただきますようお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「需給調整市場ガイドライン」の改定の建議についてに関しまして、鍋島NW事業監視課長から説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料5につきまして、御説明いたします。『需給調整市場ガイドライン』の改定の建議についてです。

「経緯」でございますが、本委員会でも、これまで数回議論をさせていただいておりますけれども、需給調整市場の三次調整力②の取引につきまして、本委員会の議論を踏まえて報告徴収を行うとともに、事務局におきまして調査を行ってまいりました。

これを踏まえて、10月開催の第78回制度設計専門会合及び11月開催の第79回制度設計専

門会合におきまして議論を行いました。その議論の内容は、16行目以下に書いているところでありまして、「機会費用、逸失利益の計上」に関しまして、需給調整市場ガイドラインにおける要望、考え方について明確化をしました。

また、持ち下げ供出の扱いに関する整理としましては、入札価格の考え方を整理しました。

「起動費等の扱いに関する整理」では、実需給時までに起動しなかったユニットの起動費の返還方法、あるいは電源差し替え時の価格の考え方などについて整理を行いました。

こうした議論を踏まえた「今後の対応」ですが、24行目以下でございまして、2点ないし3点ございます。

まず25行目、「経済産業大臣への建議」としましては、先ほど申し上げた制度設計専門会合で取りまとめられた内容のうち、需給調整市場ガイドラインの改定が必要な点について、別紙のとおり経済産業大臣に建議してはいかがかと考えております。

別紙につきましては、この2ページ後に付いておりますけれども、まず、限界費用、機会費用に関することですが、限界費用に含まれる燃料コストについては、特段の事情がない限り定格出力までの適切な価格を1つ選定する旨、記載する。また、揚水発電等の限界費用については、需給調整市場ガイドラインの調節力kWh市場における記載を参照する旨を明記する。

それから、卸電力市場価格（予想）につきましては、当該エリアのスポット市場価格と時間前市場価格の想定値の範囲内から、適切な価格を1つ選定する旨、記載する。加えて、受け渡し日の前週に取引が行われる場合、卸電力市場価格（予想）は、スポット市場価格の想定価格とし、受け渡し日の前日に取引が行われる場合、同卸電力市場価格（予想）は、時間前市場価格の想定価格とする旨、記載する。時間前市場の想定価格は、スポット市場価格をもとに算定する旨、記載する。

3点目、 ΔkW 価格の算出に当たっては、「 ΔkW 価格 $\leq$ 当該電源の逸失利益（機会費用）＋一定額等」という式を満たすようにし、この一定額等の「等」については、売買手数料とする旨を記載する。

それから、原則、起動費等の入札価格への反映は1回分までしか認めないこととし、1回分の起動費等を、各入札ブロックに約定確率を考慮して按分するなど、入札事業者において工夫する点や、取り漏れが生じた起動費等については、当該年度の先々の取引において計上することを許容する旨、記載する。

この４点を改定する旨、建議をすることにはいかがかと考えております。

「今後の対応（案）」の29行目のところですが、そうした「本ガイドライン以外の対応」としましては、制度設計専門会合で取りまとめられた内容のうち、持ち下げ供出時の精算、実需給時までには起動しなかったユニットの起動費の返還、電源差し替え時の価格の変更といった点につきまして、電力需給調整力取引所に対して、取引規程等に関する検討・対応を求めることにします。

そうした対応を行う一方で、35行目ですが、「継続的な検討事項」として、これは制度設計専門会合で指摘のあった点ですけれども、機会費用や逸失利益の考え方などについては、引き続き検討することとしたいと考えております。

説明は、以上となります。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、経済産業大臣へ建議することとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんので、事務局（案）のとおり経済産業大臣に建議することといたします。

どうもありがとうございました。

第１部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

（発言：なし）

どうもありがとうございました。

それでは、これにて第１部を終了とします。

——了——